

平成 25 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 25 年 12 月 12 日

高橋（稔）委員

それでは、最初に短期臨時奨学金についてですが、これは、我が団の渡辺ひとし議員が、大変多くの御要望を受けまして本会議でも取り上げて、今年の夏には我が団でも、教育長に要望書も提出させていただきまして、しつこく迫りまして、おまけにこの間の決算特別委員会で、私も最後のお願いをしたという、何とか構築していただきたいという思いで取り組んでまいりましたが、このような形で条例改正案の補正予算案が提出されたことを非常に歓迎しているところです。

そこで、何点か伺ってまいります。今回の短期臨時奨学金について、あくまでも予約採用を受け付けて、その決定者に対して、短期臨時奨学金を活用するかどうかと、こういうことに、それを促していく格好になるかなと思うのですが、その辺の手續論を少し教えていただけますか。

教育局財務課長

現行の予約採用は、既に 11 月から募集を開始させていただいております。申込みがございましたら、随時決定、予約採用ということで決定していくという仕組みをとってございます。これの仕組みが、今、1 月の中旬で一旦締切りをさせていただいて、その後、事務手續がございまして、2 月上旬までには、予約採用の決定を各希望者の方に通知しているということをまず第 1 段階でしてございます。

その後、今度、予約採用決定者に対しまして、翌年度の高等学校奨学金の願書等を送付いたしております。これは、現在もやっております。今回、短期臨時奨学金の制度をお認めいただいたということになれば、併せてその際に、各予約採用決定者に対して郵送で全て周知をきちんとさせていただいて、実際の制度内容、翌年度それを返していただくこととなりますので、それも含めて、詳細な制度内容も併せて周知していくと考えてございます。

高橋（稔）委員

つまり、もう予約採用を決定した段階で、直ちに周知していただくというふうに捉えたわけですが、それがスピーディであること、大変有り難い話になると思います。

そういうことは、何らかの方法で、このホームページ上でも、当然、記載していただきたいですし、奨学金制度のホームページを見ましたら、赤字で、これは現行制度であり、変化することがありますよという注書きがありますが、あそこをもう少し工夫していただいて、今回、このような条例改正案、補正予算案が出ていますが、もうそういった意味では、瞬時にそのホームページ上でも、告知していただきたい、周知していただきたいと要望しておきたいと思っております。

そんなことは当然だというふうにお思いだと思いますが、また事務作業で郵送とか、そういうことも、当然、行っていただきたいと思っておりますが、やはりどれだ

け待ち望んでいるかということをお考えますと、そういう対応を強くお願いしておきたいと思えます。

仮の話になりますが、短期臨時奨学金を借りましたが、翌年度に高等学校奨学金を借りないという場合はどういうことになるのでしょうか。

教育局財務課長

高等学校奨学金を借りたいと希望している方を予約採用決定者として、その方を短期臨時奨学金の貸付対象として、返還については、翌年度の高等学校奨学金で相殺するという制度で考えていきますが、当然、高等学校奨学金を借りていただくということが前提になると思えます。

ただ、御指摘のとおり、翌年度になって、最終的に高等学校奨学金を希望しないという方も想定されます。その場合は、直ちに返還していただくということで、こう考えていっております。

あとは、前倒しという貸付けの制度ですから、翌年度借りない場合については、一括して御返還はやはりしていただく。ただ、そのことについても、きちんと利用者の方には周知したいと考えています。

高橋（稔）委員

奨学金とこの短期臨時奨学金とのあくまでも相殺という手法になりますので、本来の高等学校奨学金を借りていただくことが前提になっているんですよという意味合いだと理解しているわけですが、要は、借りやすく返しやすいうのが、奨学金の考え方だと思っておりますので、借りやすく返しやすいう、そういう奨学金制度を常に構築していけないかなと常々考えております。

それはそれとしまして、今回この条例改正案の第2条（3）のイのところ、少し見にくいんですが、保護者が県内に住所を有する者に限るというふうに括弧書きであるのですが、この保護者が県内に住所を有する者に限るという意味合いはということなののでしょうか。

教育局財務課長

現行の高等学校奨学金の仕組みは、第1種と第2種という2種類ございます。委員御指摘の方は、第2種の方に該当する旧育英会の方から移管されてきた部分の奨学金のところの要件になっております。もともと第1種と言われているのは、ここで申しますとアの方の県内に住所を有する者で県内の高等学校等に在学することになります。第2種と呼ばれているものは、保護者が県内に住所を有する者ということになります。

高橋（稔）委員

つまり、育英会の方からの奨学金制度であるがゆえにこういう表記になっているということよろしいですか。

教育局財務課長

そのとおりです。

高橋（稔）委員

今回の本県が想定している短期臨時奨学金の部分とは違うものということでは

いんですか、どういう関係。

教育局財務課長

現在、高等学校奨学金の貸付対象になっている方が、そのまま短期臨時奨学金の貸付けの対象者になるということです。

高橋（稔）委員

保護者が県内に住所を有する者に限るというのは、これはどうしても担保していかなければいけないものなんですかね。

教育局財務課長

現行制度では、上段の方は、アの方で規定していますとおり、まず県内住所を有する者ということで、その場合、県内の高等学校に在学する場合という規定になります。

イの方については、保護者の方が県内に在住していれば、他の場所でもよいということになりますので、県外学校に、当然、進学された方もカバーするという意味ですが、そこを外すことは、逆に狭くなるという次第です。

高橋（稔）委員

そうおっしゃっていただければよく分かりました。

それと、今、国の議論の中で、給付型の奨学金制度の議論が進んでいる最中ですが、この給付型が成立していった場合に、来年度、間に合うかどうか微妙なところですが、この短期臨時奨学金とこの給付型との関係をどういうふうにご考慮させていただきます。

教育局財務課長

今、委員御指摘の国の今回の制度改正に伴いまして、奨学のための給付金というのは検討されているというふうにご承知でございます。ただ、現時点で国から具体的な内容がまだ示されておりません。今後、国の予算編成過程の中で決定されていくというふうにご承知しておりますので、制度の詳細が判明してから、その事態の対応についても検討しなければならないということが、まず第1段階としてございます。

その上で、今回の私どもの方の短期臨時奨学金にどう影響があるかということもご考慮させていただきます。今回の短期臨時奨学金は、あくまで現行制度の前倒しの貸付けという考え方ですから、現時点で国の新しい制度が直接影響することはないのではないかと考えてございます。

高橋（稔）委員

給付型ですから、今回の貸付けとはまた違って、一層この奨学金を受けて、学ぶ方にとっては、非常に追い風になるといいますか、そういった意味では、使い勝手が良いものになっていくわけですが、当然、給付型ですから、所得制限等がなされてきた場合に、この短期臨時奨学金を借り受けた人と、当然、対象者がかぶってくるのではないかなということが予測されていくわけですが、そういうことになったときに、制度がまだ確立しているわけではありませんので、給付型についてなかなか言及しにくいのは承知しているところですが、そういったことを

今、国としても考え合わせているということをしかりにらんで、単なる今回の条例改正で一部前倒しになるんですよということがもっと大きな意味を持つように、重層的にしっかり活用できるものにとっては、非常に意味を増していくような、こういうような形で、なおかつ先ほど申し上げましたような借りやすく返しやすいうような、そういう制度設計になっていけばベターだなど思うのですが、もう一回、そういうことも想定しておくという考え方について、御見解を賜りたいです。

教育局財務課長

今回の制度は、現行制度を前提として、利用者のために前倒しして仕組みをまずつくりたいということで、今回御提案させていただいていることが第1点です。

第2点として、国の方の動きについては、正直まだ私どもも、詳細な情報は得ていない。国の制度設計によっては、どうなるかは言及できない状態であることは確かですので、これから年末年始にかけて国の方で予算状況が判明し、その後、国から詳細な説明を受けた上で判断していきたいと思っております。

高橋（稔）委員

これほど短期臨時奨学金制度を活用してでも学んでいきたいという方にとっては、最大のフォローをしていくべきではないかと思うとともに、その給付型の奨学金制度についても、本県からできれば強いメッセージを発してもいいくらい、そういう給付型もあるべきですよということについても、本県教育委員会としても、やはりしっかり声を出してもいいのではないかなと、こう思うんですが、御見解があれば、そのことについて考え方を伺っておきます。

行政部長

委員お話しのとおり、まだまだ経済的に恵まれていないお子さんもたくさんいらっしゃいます。そういう意味で、入学前あるいは給付型が必要でいらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますので、そういうことを国に対しても働き掛けていく必要があると言えらると思います。

高橋（稔）委員

次に、いじめ防止基本方針について少し伺っておきたいと思っております。今回いじめ防止対策推進法によりまして、新たに制度化されたいじめの重大事態の対処についての基本的な流れについて、もう一度確認させていただきたいのです。

学校支援課長

基本的な流れですが、まず、重大事態が発生した際、公立学校については、その学校の設置しております地方公共団体の教育委員会を通じまして、地方公共団体の長に報告いたします。従って、県立学校の場合は、県教育委員会を通じて知事まで報告いたします。それから、市町村立学校の場合は、市町村の教育委員会を通じて市町村長に報告する形になります。また、県内の私立学校については、神奈川県知事に報告するといった形になります。

次に、この第一報、発生状況を報告した後、学校又は学校の設置者のいずれかが調査を行う。公立学校の場合は、学校の設置者がということでは、学校又は

教育委員会が、事実関係を明らかにするための調査を行います。

そして、その調査の結果については、一つは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、適切な形で情報提供するとともに、教育委員会の場合は、直接、知事に、また公立学校が調査した場合には、教育委員会を通じて知事に報告します。また、私学の場合には、直接、知事に報告します。

そして、その報告を受けた知事は、必要があると認めた場合には、附属機関を設置して、再調査を行うことができるという形になっております。

高橋（稔）委員

そのときに、今御説明いただいたんですが、いじめの重大事態があるかどうかの判断に、ばらつきが出るのは好ましくないと思うんですが、そもそも判断は、誰がどのようにするのですか。

学校支援課長

重大事態であるかどうかの判断については、法律で、児童等の生命、心身又は財産に重大な影響が生じたことが疑われる場合、それから二つ目として、相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされていると疑われる場合の二つが示されておりまして、前者については、更に具体的に、児童・生徒が、自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品に重大な被害を負った場合、精神疾患を発症した場合が示されておりまして、

また、後者については、不登校の定義から年間 30 日を目安に欠席している場合が示されておりまして、

こうした判断については、基本的には学校が判断するということになりますが、学校が、重大事態になると判断している事案であっても、当該、児童・生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し付けがあった場合については、重大事態が発生したものとして扱うこととなっております。

ばらつきというお話がございましたが、基本的にはこうした考え方が、国の基本方針、そして県の基本方針におきましても、国の方針を踏まえて、判断の考え方を示しておりますので、大きなばらつきが生じるといったことはないのかなと思っておりますが、実際、運用していく上に際して、詳細な判断基準が必要ということになれば、またその辺は検討していかなければならないと考えているところです。

高橋（稔）委員

この調査組織が、いじめ防止対策推進法第 28 条で幾つか定められていまして、神奈川県はいじめ防止対策調査会、そしてその他にも事実確認の調査で調査組織があり、さらにこちらのフローによれば、いじめ防止対策推進法第 30 条に基づく調査組織もあるのですが、先ほども出ていましたが、この調査組織、対策調査会、こういった人選、こうした方々は全く別の人格と捉えてよろしいですか。

学校支援課長

教育委員会に設置する調査会の第三者としての委員の人選と、知事が設置する再調査の機関の第三者の人選ということのお尋ね、基本的には調査結果に対して

再調査を行うものですので、調査を行った調査機関の人選と、再調査を行う知事の附属機関の人選というのは、別の人を人選するといった考え方です。

学校についても、学校と教育委員会が同時に調査するといったことではありませんが、基本的には独立して潜入するといった考え方です。

高橋（稔）委員

このような附属機関を設置して、調査や再調査を行うことは、市町村でも同様につくられていくのか、または市町村でつくられないような状況下で重大事態が発生した場合には、県教育委員会としてどういう対応をしていくのか、併せて伺っておきます。

学校支援課長

こうした仕組みについては、地方公共団体として、県、それから市町村の区別なくそれぞれ行われるべきものということです。

しかしながら、国の基本方針におきましても、小規模な市町村等では、なかなか設置が難しいといったことが想定されるということも働いておきまして、そうした場合について、なかなか常設が例えばできないといった形の中で、事案が発生したといったときには、それを急きょ立ち上げていただくといったことが必要になります。

そうしたことの取組が速やかにできるように、国の基本方針においても、都道府県教育委員会においては、そうしたときの有識者の人選等、立ち上げが速やかにできるように支援することが考えられるといった見解が示されておきまして、今後、市町村のそうした取組をスムーズに行っていくために、県としてもそうした支援を検討していかなければならないと認識しております。

高橋（稔）委員

そういう調査機関、附属機関がつかれない市町村に対して、重大な事態が発生してしまった場合に、その首長に対する報告と、それから県教育委員会のいわゆる知事に対する報告と、こういう考え方をどう整理していくのか。県は、調査機関、附属機関があるわけですが、そういう機関をつくらない市町村の教育委員会と首長との関係、さらに県教育委員会と県知事との関係、正にそういう関係調整はどういうふうにご考慮しておけばいいんですか。

学校支援課長

いじめ防止対策推進法に求められている仕組みとしては、県と市町村に対して全く同じことを求められています。

したがって、この調査、再調査については、それぞれの地方公共団体の長に対して最終的に報告して、そこで対処するという形が基本になっています。

ただ、県と市町村という関係の中で、県は市町村の取組を支援するといったことが期待されておきまして、そうした中で可能な限りの支援をしていくといった考え方になろうかと思っております。

高橋（稔）委員

あくまでも、附属機関はつくられていないが、その地方公共団体の長とそこ

の教育委員会の関係のいわゆる調査なり再調査なり、そのそもそも正式基準がないのだから、それについても県教育委員会がバックアップしながら、その判断を最重視というか、そこを尊重していくという考え方ですか。

学校支援課長

あくまで市町村の事案であれば市町村が責任を持つということになりますが、県、そして県の教育委員会としても、そうした市町村の取組に対して最大限支援していく、これは従前どおりということです